

奈良市子どもにやさしいまちづくり条例 骨子（案）

I 総則

（目的）

- 1 この条例は、奈良市が子どもにやさしいまちづくりを進めていくため、その基本となる理念及び具体化の方向について定めるものである。
 - （2）この条例が目的とする「子どもにやさしいまち」とは、子どもの権利を尊重し、子どもが自立するための知識と経験を得られるよう子どもへの支援及び子育て支援を社会全体で取り組み、一人一人の子どもが安心して豊かに暮らすことのできるまちをいう。
 - （3）奈良市の子どもたちが、今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長していけるように、子ども参加によって大人と共にまちづくりを進めることを目的とする。

（基本理念）

- 2 子どもにやさしいまちづくりを実現するための基本理念は、次のとおりとする。
 - ① 日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもが権利の主体として尊重されることを全ての取組の基礎とすること。
 - ② 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもの成長及び発達に応じ、その思いや意見に耳を傾け、子どもの最善の利益を第一に考慮すること。
 - ③ 子どもにやさしいまちづくりを進めることは、子どもだけでなく、奈良市に住み、訪れるすべての人にとってやさしいまちづくりにつながるという理念を取組の基礎とすること。

（定義）

- 3 この条例における用語の定義は、次のとおりとする。
 - ① 子ども
18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいう。
 - ② 保護者
親及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める里親その他親に代わり子どもを養育する者をいう。
 - ③ 地域住民
市内に居住する者若しくは勤務場所を有する者（①に規定する子どもを除く。）又はこれらの者を構成員とする法人その他の団体をいう。
 - ④ 子どもが育ち・学ぶ施設
市内の児童福祉法に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定こども園及び社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する社会教育に関する施設その他これらに類する施設のうち、子どもが育ち、学ぶために入所し、通所し、又は通学する施設その他これらに類する施設をいう。

⑤ 事業者

市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

II 子どもの大切な権利

(子どもにとって大切な権利の保障と他者の権利の尊重)

4 子どもは、この条例の基本理念にのっとり、子どもにとって大切な権利の保障を求めることができる。

(2) 子どもは、自分にとって大切な権利が保障されることと同様に他者の権利を尊重するよう努めるものとする。

III 大人等の役割

(共通の役割)

5 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもにやさしいまちづくりを進めるため、連携し、及び協働するよう努めるものとする。

(市の役割)

6 市は、子どもにやさしいまちづくりを進めるうえで、次の役割を担うものとする。

① 市は、子どもを社会全体で健やかに育むため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、子どもに関する施策を行うものとする。

② 市は、子どもに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じるものとする。

③ 市は、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うものとする。

(保護者の役割)

7 保護者は、家庭が子どもの成長に大きな役割を果たすことから、子どもの育成に対し第一義的な責任を有するものであって、子どもが健やかに育つよう努めるものとする。この場合において、保護者は、適宜、市に相談その他の支援を求めることができるものとする。

(地域住民の役割)

8 地域住民は、子どもにやさしいまちづくりを進めるうえで、次の役割を担うものとする。

① 地域住民は、子どもの豊かな人間性が地域の人、自然、社会、歴史及び文化との関わりの中で育まれることを認識し、子どもの健やかな育ちを支援するよう努めるものとする。

② 地域住民は、虐待等あらゆる暴力及び犯罪並びに事故から子どもを守るため、安全で安心な地域づくりに努めるものとする。

③ 地域住民は、地域における取組の中において、子どもが多様な世代や子ども同士の交流及び様々な体験をすることができる機会を提供するよう努めるものとする。

(子どもが育ち・学ぶ施設の関係者の役割)

9 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもにやさしいまちづくりを進めるうえで、子どもの育成における重要な役割を担っていることを認識し、次の役割を担うものとする。

① 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもが、心身ともに健やかに成長し、生きる

力を身に付けること並びに能力及び可能性を最大限に伸ばすことができるように支援するよう努めるものとする。

② 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもが育ち・学ぶ施設が、子どもにとって、安全にかつ安心して育ち、又は学ぶことのできる場となるよう、保護者、地域住民等と連携協力して環境づくりに努めるものとする。

③ 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、虐待、いじめ、体罰等については、関係機関と連携協力し、未然防止、早期発見及び解決に向けた取組を行うよう努めるものとする。
(事業者の役割)

10 事業者は、子どもにやさしいまちづくりを進めるうえで、次の役割を担うものとする。

① 事業者は、子どもが健やかに育つ家庭環境づくりについて重要な役割を担っていることから、その雇用する労働者の仕事と子育てとの両立が図られるよう必要な職場環境の整備に努めるものとする。

② 事業者は、地域社会の一員として、子どもが育ち・学ぶ施設、地域、市等が行う子どもを健やかに育むための取組に協力するよう努めるものとする。

IV 子どもにやさしいまちづくりの推進

(子どもの意見表明及び参加の促進)

11 市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもの意見表明や参加を促進するために、子どもの主体的な活動を奨励し、支援を行うよう努めるものとする。

(2) 市は、子どもに関する施策について、適切な情報を提供し、子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めるものとする。

(3) 地域住民は、地域の活動及び行事等について、子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めるものとする。

(4) 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、施設の行事や運営等について、子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めるものとする。

(子ども会議)

12 市は、子どもにやさしいまちづくりや子どもに関する施策について、子どもが意見表明をし、参加する場として奈良市子ども会議（以下「子ども会議」という。）を置くものとする。

(2) 子ども会議は、これに参加する子どもの自主的及び自発的な取組により運営されるものとする。この場合において、子ども会議は、その運営のために市に必要な支援を求めることができるものとする。

(3) 子ども会議は、これに参加する子どもの意見をまとめ、市長に提出することができるものとする。

(子育て家庭への支援)

13 市は、保護者が安心して子育てをすることができるよう子育て家庭に対し必要な支援を行うよう努めるものとする。

(2) 市、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、保護者が子育てをしやすい環境づくりに努めるものとする。

(特別なニーズのある子どもとその家庭に対する支援)

- 14 市、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、障害のある子ども及びひとり親家庭の子ども等、特別なニーズがある子どもとその家庭に対し必要な支援を行うよう努めるものとする。

(子どもへの虐待等に対する取組)

- 15 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもへの虐待、いじめ、体罰等の予防と早期発見に努めるものとする。

(2) 市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、虐待、いじめ、体罰等を受けていると思われる子どもを適切かつ速やかに救済するために、関係機関と協力して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(有害・危険な環境からの保護)

- 16 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもを犯罪、交通事故、災害の被害及びその他子どもを取り巻く有害な環境から守ることができるよう安全な環境づくりに努めるものとする。

(2) 市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもが自分自身を犯罪、交通事故、災害の被害及びその他子どもを取り巻く有害な環境から守る力を育むために必要な支援を行うよう努めるものとする。

(子どもの居場所・遊び場づくり)

- 17 市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもが安心して過ごすこと及び自然との触れ合いや遊び等様々な体験や子ども同士の交流をすることにより、豊かな自己を育むことができる居場所・遊び場づくりに努めるものとする。

(2) 市は、子どもの発達に応じた居場所・遊び場づくりに努めるものとする。

(相談体制)

- 18 市は、子どもが、自分自身、家庭及び学校のこと並びに虐待、いじめ、体罰等について、直接相談することができ、及び安心して容易に相談することができるよう相談体制の充実を図るものとする。

(2) 市は、子どもからの相談内容に応じ、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者、事業者及びその他の関係機関等と連携し、子どもの救済を図るために必要な支援を行うものとする。

(3) 市は、市及び関係行政機関等の相談窓口の周知を図るものとする。

V 施策の推進

(計画と検証)

- 19 市は、この条例に基づく子どもに関する施策及び子どもの未来に影響を及ぼす施策を子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第61条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画(以下「計画」という。)において定めるものとする。

(2) 市は、計画を策定したときは、これを公表するものとする。

(3) この条例の運営状況及びこの条例の規定に基づく事業等の実施状況については、奈良市子ども・子育て会議条例(平成25年奈良市条例第12号)第1条に規定する奈良市子

ども・子育て会議（以下「会議」という。）で定期的に検証するものとする。

（４）会議は、前項の規定による検証の結果を市長に報告し、これを公表するものとする。

（体制整備）

20 市は、子どもに関する施策及び子どもの未来に影響を及ぼす施策に関して総合的な調整を行うための必要な体制を整備するものとする。

（広報及び啓発）

21 市は、この条例について、子ども、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者の理解を深めるために必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。